

議案第45号

天理市防災会議条例及び天理市災害対策本部条例の一部改正について
天理市防災会議条例及び天理市災害対策本部条例の一部を次のように改正し
ようとする。

平成24年9月10日提出

天理市長 南 佳 策

天理市防災会議条例及び天理市災害対策本部条例の一部を改正する条例
(天理市防災会議条例の一部改正)

第1条 天理市防災会議条例(昭和37年10月天理市条例第25号)の一部を次の
ように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議す
ること。

第2条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、
同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第5項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が
任命する者

第3条第6項中「30人」を「35人」に改め、同条第7項中「第5項第7号
及び第8号」を「第5項第7号から第9号まで」に改める。

(天理市災害対策本部条例の一部改正)

第2条 天理市災害対策本部条例(昭和37年10月天理市条例第26号)の一部を
次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(天理市国民保護協議会条例の一部改正)

2 天理市国民保護協議会条例（平成18年3月天理市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「30人」を「35人」に改める。